

1 件名 三浦市三崎水産物地方卸売市場条例の一部を改正する条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和7年法律第69号）により、卸売市場法（昭和35年法律第35号。以下、「市場法」という。）の一部が改正される。

現在、三崎水産物地方卸売市場（以下、「三崎市場」という。）は市場法に基づき神奈川県により地方卸売場として認定がなされているが、市場法の改正に伴い地方卸売市場の認定を受けるための要件として、業務規程において指定飲食料品等（時間の経過により品質が劣化しやすいこと、生活必需品として売買されていること等の性質があり、取引において要する費用が認識しにくい飲食料品等として、農林水産省令において指定される飲食料品等をいう。以下同じ。）の取扱いに関する公表等に関する事項を規定することが新たに追加されたため、三崎市場における業務規程である三浦市三崎水産物地方卸売市場条例（以下、「条例」という。）においても、指定飲食料品等の取扱いに関する公表等に関する事項を規定し、地方卸売市場としての認定要件を満たすため、所要の改正を行うものである。

3 条例の内容

三崎市場の開設者（市長）は、インターネットの利用その他の適切な方法により次に掲げる事項を公表するものとして、条例の規定を整備するもの【第37条の2 関係】

- (1) 指定飲食料品等のうち、三崎市場において取り扱われる予定の指定飲食料品等
- (2) (1)に基づき公表された指定飲食料品等について、各流通段階でかかるコストに関する指標
- (3) 飲食料品等事業者等は、他の飲食料品等事業者等との取引において、取引の相手方から協議の申出及び取組の提案がされた場合には、協議及び検討・協力を行う努力義務が課されていること。

4 施行期日

市場法の改正における関係規定の施行の日（令和8年4月1日）から施行する。

5 その他

農林水産省令において指定される指定飲食料品等については、「米」「野菜」「飲用牛乳」「豆腐・納豆」が見込まれている。当該各品目について三崎市場での今後の取扱予定はないが、これらについて業務規程に規定することが地方卸売市場としての認定要件となるためこれを満たすこととなるよう、条例整備が必要となる。